

承認第4号

平成29年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成30年5月15日提出
屋久島町長 荒木 耕治

専決第5号

専 決 処 分 書

平成29年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）について

町債の発行額が確定されたことに伴い、予算措置をする必要があり、事務手続き上緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）を別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日
屋久島町長 荒木 耕治

平成 29 年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）

平成 29 年度屋久島町の簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,600 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 707,133 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 町債		205,100	△4,600	200,500
	1 町債	205,100	△4,600	200,500
歳入合計		711,733	△4,600	707,133

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道費		503,327	△4,600	498,727
	1 総務費	63,239	△453	62,786
	2 簡易水道事業費	440,088	△4,147	435,941
歳出合計		711,733	△4,600	707,133

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
南部地区簡易水道施設整備事業費	千円 56,600	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金はその貸付条件により、銀行その他の資金については債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により措置期間中であっても繰上償還し、償還期限を短縮し、又は低利に借り換えることができるものとする。	千円 55,100	補正前に 同じ	補正前に 同じ	補正前に 同じ
西部地区簡易水道施設整備事業費	23,500				22,800			
辺地対策事業費	96,700				94,300			
総額	205,100	—	—	—	200,500	—	—	—

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
9 町債	205,100	△4,600	200,500
歳入合計	711,733	△4,600	707,133

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 簡易水道費	503,327	△4,600	498,727		△4,600		
歳出合計	711,733	△4,600	707,133		△4,600		

2. 歳 入

-4-

(款) 9 町債

(項) 1 町債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 簡易水道事業債	96,900	△2,200	94,700	1 簡易水道事業債	△2,200	南部地区簡易水道事業 西部地区簡易水道事業
						△1,500 △700
2 辺地対策事業債	96,700	△2,400	94,300	1 辺地対策事業債	△2,400	南部地区簡易水道事業 西部地区簡易水道事業
						△1,600 △800
計	205,100	△4,600	200,500			

3. 歳 出

(款) 1 簡易水道費

(項) 1 総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	63,239	△453	62,786				△453	27 公課費	△453	消費税	△453
計	63,239	△453	62,786				△453				

(款) 1 簡易水道費

(項) 2 簡易水道事業費

2 南部地区簡易水道事業費	216,842	△2,886	213,956		△3,100		214	15 工事請負費	△2,886	工事請負費(資産)	△2,886
3 西部地区簡易水道事業費	67,484	△1,261	66,223		△1,500		239	15 工事請負費	△1,261	工事請負費(資産)	△1,261
計	440,088	△4,147	435,941		△4,600		453				